

議事要旨(2) IASB公開草案「IFRS実務記述書:財務諸表への重要性の適用」へのコメント対応

関口常勤委員及び阿部専門研究員より、IASB公開草案「IFRS実務記述書:財務諸表への重要性の適用」(以下「本ED」という)へのコメントの方向性(案)について、審議資料に基づき説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- 複数の委員より、次のコメントがあった。
 - 本 ED の質問 3(b)では「本ガイダンスが理解可能で有用なものであるか」と質問されているが、本ガイダンスは重要性の概念を理解するための教育的文書的な性質は有している一方で、実務上のガイダンスとしては有用であるとは考えられない。
- これに対して、事務局より、次の回答がなされた。
- 質問 3 (b) に対するコメントとして、実務記述書(案)の有用性に関する見解を記載したい。また、いただいたご意見は、本 ED に対するコメント全般にも関係すると思われるため、その点を踏まえコメント案を作成したい。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 米国では、会計基準の定めに係わらず、米国の最高裁判所の判例に基づく重要性の判断規準が適用されると聞かれる。この点、法域により重要性の概念が相違しないよう、IASB が重要性の判断規準に関する統合的なガイドラインを示すことが望まれる。
- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
 - 本 ED の質問 4 では「本ガイダンスを公表するタイミング」について質問されているが、開示原則プロジェクトに関する議論を踏まえて公表するべきであるというコメントの方向性に賛成する。また、開示要求のあり方に関する議論の出発点となる開示原則プロジェクトに関するディスカッションペーパーが示されないまま、IASB が本実務記述書(案)を最終化しようとする点にはそもそも疑問を感じる。

以 上